

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！



酒酔い運転 ※1

行政処分

- ・基礎点数…**35点**
- ・免許取消し…**欠格期間3年** ※2 ※3

罰則

運転者

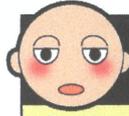
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



酒気帯び運転

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満
- ・基礎点数…**13点**
- ・免許停止…**期間90日** ※2

- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

- ・基礎点数…**25点**
- ・免許取消し…**欠格期間2年** ※2 ※3

罰則

運転者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
 ※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。
 ※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。

LAW 1

安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。
 自動車の使用者は、一定台数※以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※乗車定員11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は、0.5台として計算）



LAW 2

罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。

安全運転管理者の選任・解任時には必ず事業所を管轄する警察署に届出を出しましょう



改正前

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… **5万円以下の罰金**
 選任届出義務違反…………… **2万円以下の罰金又は料料**

改正後

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… **50万円以下の罰金**
 選任届出義務違反…………… **5万円以下の罰金**

LAW 3

アルコールチェックの拡充

道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。
 （令和4年4月1日施行）

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

